

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第二十八条に基づく公表

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第二十八条に基づき、同法施行規則第十一条第二項に規定する「主務省令で定める事項」について次のように公表する。なお、本件にかかる主務省令で定める期間とは、令和四年一月一日から三月三十一日までとする。

令和四年五月二十日

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構 代表取締役 松崎 孝夫

- 1 支援決定を行った件数  
該当なし
- 2 買取申込み等期間の延長の決定を行った件数  
該当なし
- 3 支援決定を撤回した件数  
該当なし
- 4 買取決定を行った対象事業者の概要及び買取りに係る債権の元本総額  
該当なし
- 5 出資決定を行った対象事業者の概要及び出資総額  
該当なし
- 6 対象事業者に係る債権の譲渡その他の処分の類型（債務の免除、債権の譲渡その他の類型をいう。）ごとの当該処分を行った件数及び対象事業者に係る株式又は持分の譲渡その他の処分の類型（譲渡、消却その他の類型をいう。）ごとの当該処分を行った件数並びに当該処分における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）及び処分後における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）  
債務の免除 該当なし、その他 十五件  
株式の譲渡 一件  
当該処分時における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）  
五億千四百三十四万三千元  
処分後における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）

該当なし

7

一の支援決定に係る全ての再生支援を完了した対象事業者の概要及び対象事業者に対して行った買取決定に係る債権の買取価格の総額（信託の引受けに係る債権を除く。）

一の支援決定に係る全ての再生支援を完了した対象事業者の概要

- 一 宮城県沿岸部の小売業者（震災の影響で県内取引先を失ったことにより、売上が減少）
- 二 宮城県の宿泊業者（震災により施設の一部が損壊、県内沿岸部からの宿泊客減少により売上が減少）
- 三 宮城県沿岸部の印刷業者（津波により賃貸用不動産等が流出）
- 四 青森県沿岸部の技術サービス業者（施工中の工事が中断する等の間接被害）
- 五 宮城県沿岸部の自動車車体製造・修理業者（津波により本社工場が浸水、設備が全損、整備中の車両も流出）
- 六 宮城県沿岸部の印刷業者（津波により本社工場・機械機材・倉庫等営業に必要な設備が流出）
- 七 岩手県沿岸部の冠婚葬祭業者（津波により店舗が全壊し、在庫も流出）
- 八 宮城県沿岸部の水産加工物販売業者（津波により本社が全壊し、車両も流失）
- 九 福島県中通りの酪農業者（原発事故の影響により、一時出荷が制限）
- 十 宮城県沿岸部の製造業者（津波により本社工場・事務所が全壊）
- 十一 宮城県沿岸部の自動車販売・整備業者（津波により事務所・工場・車両が流出、営業停止により売上が減少）
- 十二 茨城県の技術サービス業者（震災により工場が損壊、移転を余儀なくされる）
- 十三 宮城県沿岸部の塗装業者（震災により車両・機械・材料等が流出、仕掛工事のやり直しにより損失が発生）
- 十四 茨城県の技術サービス業者（震災による受注取消により収益機会を逸失）
- 十五 青森県沿岸部の卸売業者（震災による交通インフラの遮断及びガソリン不足により売上が減少）

対象事業者に対して行った買取決定に係る債権の買取価格の総額

四億五千百九十七万円